

種別 No.	02	整理 No.	
-----------	----	-----------	--

災害見舞金請求書

令和 年 月 日

一般財団法人静岡県教職員互助組合 様

下記のとおり請求いたします。

(様式第4号)

▼雇災証明書又は雇災(被災)届出証明書等(写し)を添付してください。
▼裏面「災害見舞金請求書の作成について」をご確認のうえ、申請してください。

請求者記入欄	退職組合員番号 (8桁)				※現職時の組合員番号とは異なります。 「退職組合員証」でご確認ください。
	(フリガナ)				
	退職組合員氏名				
	生年月日	年	月	日生	
	雇災年月日	令和	年	月	日
	日中連絡先(携帯等)	()	—		
	住所 (居住地)	〒	—		
裁定 (記入不要)	種 別	水害 ・ 火災 ・ 地震 ・ その他 ()			
	状 況 等				
	給付区分	() 全焼・全壊・流出	() 半焼・半壊		
		() 床上浸水	() 雇災証明書		
	雇災年月日	令和	年	月	日
	災害見舞金			円	支部調査印
	備考			県事務局調査印	

請求書は 所属支部 又は おしば集中事務センター へご提出ください。

災害見舞金請求書の作成について

- 1 **対象者** 退職組合員
※ 給付対象となる家屋等について、複数の退職組合員が居住する場合はそれぞれ請求することができます。
- 2 **給付対象** 退職組合員居住の家屋（住宅）及び居住する家屋に係る工作物（カーポート、倉庫、塀、門等）が水害・地震・火災・突発的な事故等による被害を受けたとき
＜対象外となるもの＞
 - ・ 故意・重大な過失によるもの
 - ・ 居住する住居と場所が異なるもの（事業所、店舗、納屋等）
 - ・ 家財（家具、家電）、自家用車
- 3 **給付額**

全焼・全壊又は流出したとき	30,000 円
半焼又は半壊したとき	20,000 円
床上浸水の時	10,000 円
所轄官公庁から罹災証明書等が発行されたとき	5,000 円
- 4 **給付金請求の期限**
事由発生の日から 1 年
- 5 **請求方法**
「災害見舞金請求書」と添付書類を併せて提出してください。
- 6 **添付書類**
所管官公庁発行の罹災証明書 又は 罹災(被災)届出証明書の写し
※ 証明書の発行に係る費用（文書料）は自己負担となります。
- 7 **その他**
給付金のお受け取りについて
 - (1) 給付金の受取方法は、「銀行振込」のみとなります。
申請受付月（月末締切）の翌々月 25 日に送金されます。（金融機関休業日の場合は翌営業日）
 - (2) **振込手数料は組合員（請求者）負担となります。**
1 回の給付の都度、給付金から「振込手数料 275 円」が差し引かれ送金されます。（1 回の給付とは、ひと月に送金する給付金を合算したもの。）
※ 令和 8 年 8 月申請受付分（令和 8 年 10 月給付分）から、以下を除く全ての金融機関においてかかります。
 - (3) 給付金受取において振込手数料が 0 円である金融機関
 - ・ 退職互助部推奨金融機関（静岡県労働金庫及び全国のろうきん）
 - ・ スルガ銀行
※ 振込手数料等は、令和 8 年 4 月現在の状況となります。
金融機関の手数料に係る規定改正により変更となる場合があります。